最高裁規則

○最高裁判所規則第十一号

刑事訴訟規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年九月十六日

最高裁判所

刑事訴訟規則の一部を改正する規則

刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（被疑者の弁護人の数の制限・法第三十五条）	（被疑者の弁護人の数の制限・法第三十五条）
第二十七条　被疑者の弁護人の数は、各被疑者について三人を超えることができない。ただし、当該被疑事件を取り扱う検察官又は司法警察員の所属の官公署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所が、三人を超える数の弁護人を選任する必要があり、かつ、それに伴う支障がないものと認めて許可をした場合は、この限りでない。 2　前項ただし書の許可は、弁護人を選任することができる者又はその依頼により弁護人となろうとする者の請求により、これをする。 3　第一項ただし書の許可は、許可すべき弁護人の数を指定してこれをしなければならない。 （裁判所書記官による計算・法第百八十八条の三等） **第百三十八条の九**　法第百八十八条の二第一項若しくは第二項又は第百八十八条の四の補償の決定をする場合には、裁判所は、裁判所書記官に補償すべき費用の額の計算をさせることができる。	**第二十七条**　被疑者の弁護人の数は、各被疑者について三人を超えることができない。但し、当該被疑事件を取り扱う検察官又は司法警察員の所属の官公署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所が特別の事情があるものと認めて許可をした場合は、この限りでない。 2　前項但書の許可は、弁護人を選任することができる者又はその依頼により弁護人となろうとする者の請求により、これをする。 3　第一項但書の許可は、許可すべき弁護人の数を指定してこれをしなければならない。 （裁判所書記官による計算・法第百八十八条の三等） **第百三十八条の九**　法第百八十八条の二第一項又は第百八十八条の四の補償の決定をする場合には、裁判所は、裁判所書記官に補償すべき費用の額の計算をさせることができる。

附　則

この規則は、刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和八年法律第六十七号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

最高裁判所長官　今崎　幸彦

省令

○法務省令第四十九号

皇族の身分を離れた者等の戸籍の取扱い等に関する法律（昭和二十二年法律第百十一号）第九条第一項、第十条第一項第二号及び第十二条の規定に基づき、皇族の身分を離れた者等の戸籍の取扱い等に関する法律施行規則を次のように定める。

令和八年九月十六日

法務大臣　平口　洋

皇族の身分を離れた者等の戸籍の取扱い等に関する法律施行規則

（内親王又は女王と天皇及び皇族以外の男子が婚姻するときの届出事項）

第一条　皇族の身分を離れた者等の戸籍の取扱い等に関する法律（以下「法」という。）第九条第一項の法務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　内親王又は女王については、内親王又は女王である旨

二　法第九条第一項に規定する男子が外国人であるときは、その国籍

三　当事者の父母の氏名及び父母との続柄並びに法第九条第一項に規定する男子が特別養子以外の養子であるときは、養親の氏名

（内親王又は女王と天皇及び皇族以外の男子が離婚するときの届出事項）

第二条　法第十条第一項第二号の法務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　協議上の離婚である旨

二　内親王又は女王については、内親王又は女王である旨

三　法第十条第一項に規定する男子が外国人であるときは、その国籍

四　当事者の父母の氏名及び父母との続柄並びに法第十条第一項に規定する男子が特別養子以外の養子であるときは、養親の氏名

（届書の様式）

第三条　法第九条第一項の届書及び法第十条第一項の届書の様式は、それぞれ戸籍法施行規則（昭和二十二年司法省令第九十四号）附録第十二号様式及び附録第十三号様式に準ずるものとする。

附　則

この省令は、皇室典範等の一部を改正する法律（令和八年法律第六十六号）の施行の日（令和八年十月二十四日）から施行する。

○厚生労働省令第百三十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第一項及び第二項並びに第六十七条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月十六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第三（第二百四条関係） 毒　薬 （略） 有機薬品及びその製剤 一～七の二十三　（略） 七の二十四　セノバメート及びその製剤。ただし、一錠中セノバメート二〇〇㎎以下を含有する錠剤を除く。	**別表第三**（第二百四条関係） 毒　薬 （略） 有機薬品及びその製剤 一～七の二十三　（略） （新設）